

穴水町サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱

(目的等)

第1条 町内におけるサテライトオフィスの立地を促進し、雇用機会の拡大と地域の活性化を図るため、町内にサテライトオフィスを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、穴水町補助金交付規則（平成9年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 次のいずれかに掲げる事業を営む者が情報通信技術の活用により本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のための事業所をいう。

イ ソフトウェア業

ロ 情報処理・提供サービス業

ハ インターネット附随サービス業

ニ 映像情報制作・配給業

ホ デザイン業

へ 機械設計業

ト イからへまでに掲げるものに準ずる事業として町長が認めたもの

(2) 投資額 サテライトオフィスの設置に要する次に掲げる費用をいう。

イ 土地、家屋及び償却資産の取得費

ロ 県外からの移転費

ハ 電気施設設置に係る負担金

ニ 土地、家屋及び償却資産の賃借料

ホ 家屋の改修費

へ 備品の取得費

ト 通信回線使用料

チ イからトまでに掲げるものに準ずる費用として町長が認めたもの

(3) 新規雇用者 サテライトオフィスの操業に伴い新たに雇用される次のいずれにも該当する者をいう。

ア 労働契約の期間の定めがなく、サテライトオフィスを設置する者に直接雇用されている者で、かつ、所定労働時間がフルタイムであり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

イ 第4条による事業計画書の確認を受けた日以降に雇用された者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内にサテライトオフィスを設置する者であること。
- (2) 町内に本社、支店その他の事業所を有していないこと。
- (3) サテライトオフィスの操業時において、当該サテライトオフィスを駐在する新規雇用者が2人以上であること。

(事業計画書の確認)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの設置に着手する日までに、当該サテライトオフィスの設置に関する計画書を町長に提出し、その内容がこの要綱に定める目的等に適合することの確認を受けなければならない。

2 前項の規定による計画書には、企業等の概要、設置するサテライトオフィスの計画概要を記載するほか、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業内容の特徴を記載した書類
- (2) 投資額の内訳書及び見積書
- (3) サテライトオフィスの設置に要する費用の資金調達計画を記載した書類
- (4) 従業員の配置計画及び雇用計画
- (5) 設置するサテライトオフィスの位置図、配置計画図及び現状写真
- (6) 法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び商業登記法に基づく登記事項証明書
 - ロ 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他業務、財産及び損益の現況を示す書類
 - ハ 法人の沿革及び現況を記載した書類

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、投資額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（以下「補助対象経費」という。）の100分の25に相当する額に、新規雇用者の人数に50万円（町内に住所を有する者は100万円）を乗じて得た額を加算した額の範囲内とする。

2 サテライトオフィスの設置について、町の補助金等であって、この要綱に定める補助金と同様の性質の補助金等が交付されている場合又は交付される予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

3 この要綱に基づいて交付する補助金の限度額は、1,500万円とする。ただし、サテライトオフィスの設置に係る投資額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金のうち、第2条第1項第2号イ、ロ、ハ、ホ、へ及びチ（同号イ、ロ、ハ、ホ及びへに準ずる費用に限る。）の投資額並びに新規雇用者の人数に応じた部分の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの操業開始の日から1年を経過する日までに、様式第1号による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助金のうち、第2条第1項第2号ニ、ト及びチ（同号ニ及びトに準ずる費用に限る。）の投資額並びに新規雇用者の人数に応じた部分の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの操業開始の日から1年を経過する日までに、様式第1号による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

る。)の投資額に係る部分の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの操業開始の日から3年を経過する日以降速やかに交付申請書を町長に提出しなければならない。

- 3 前2項に規定する交付申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、前条に規定する通知を受けた後、様式第2号による補助金請求書により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、サテライトオフィスの設置に伴い取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を経過する日までに補助金の交付の目的に反すると認められる使用、譲渡、交換又は貸付け(以下、これらを「財産処分」という。)をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認に条件を付することができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げるいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、天災事変その他やむを得ない事由によるものと町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 前条第1項の規定による町長の承認を受けずに財産処分を行ったとき。
- (3) 第5条第1項に規定する補助金の交付申請に係る補助金の交付を決定した日から5年を経過する日までに、著しく事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。